

**修士学位論文**

**新たな税理士の役割**

**New role of tax profession**

平成30年3月15日

高知工科大学院 起業家コース

学籍番号 1205105

北野 嘉一

Yoshiichi Kitano

# 論文内容の要旨

本論文の目的は、税金計算や記帳代行といったこれまでの業務だけではなく中小企業経営を永続的なものとするためのコンサルタントとしての税理士の役割を考察し、「日本経済を支える中小企業経営者と会計専門家たる税理士との新たな関係性」を提示することにある。本研究では特に税理士と他の士業との制度的、実務的相違に着目し、これに基づいてこれからの税理士が果たすべき役割を考察する。本研究の結果は、「税理士と中小企業経営」という新たなフレーム・ワークによる研究の進展に貢献するものである。

日本において職業会計人、つまり会計の職業専門家としては、公認会計士及び税理士が存在する。平成 28 年 4 月中小企業庁調査室「2016 年度版中小企業白書概要」によると、公認会計士の監査が法的に要求されない我が国の中小企業者数はおよそ 381 万社存在し、この数は全体の約 99.7%にのぼる（中小企業庁調査室 2016）。すなわち我が国のほとんどの企業は非監査企業であるといえる。一方でこれらの企業であっても税金の計算、申告は要求される。これらの計算、申告にあつては原則税理士の関与が必要となる。

我が国において財務諸表を作成するにあたり遵守すべき制度は、主として会社法、金融商品取引法（旧：証券取引法）、法人税法で規定されている。これらの法制度においては「一般に公正妥当と認められる会計処理基準」に準拠して会計処理及び財務諸表を作成することを企業に要求している。ここで「一般に公正妥当と認められる会計処理基準とは」恒久的に規則が固定化されるものではなく、国際情勢や国内事情を勘案して、時代時代に応じて作成・改訂される基準を指す。これらの法制度のうち、中小企業が特に重視すると考えられるものは、法人税法である。中小企業においては「中小企業の会計に関する指針」や「中小企業の会計に関する基本要領」といった、準拠すべき会計基準は存在するものの、これに法的な拘束力はない。したがって実態として法的な拘束力をもつ法人税で規定される会計処理基準での決算及び申告を行っているのである。中小企業は相対的に債権者からの信用が低く、また借入等をする際に担保を提供することが困難である場合が多い。このような状況から信用保証協会等の保証機関の保証が重要となるが、ここで保証を得るためには確定申告事業者であることが前提となる。以上から、我が国の中小企業にあつては会計計算書類の作成、これに基づく課税所得の計算および申告を行う過程において常に税理士が関与することになる。例えば 2014 年 4 月に国税庁から公表された「国税庁の税務調査の概要」を見ても、企業における税理士の関与割合は平成 20 年度 87.1%、平成 21 年度 87.1%、平成 22 年度 87.3%、平成 23 年度 87.5%、平成 24 年度 87.7%となっており、当該割合は数年大きな変動はみられない（国税庁、2014、「国税庁の税務調査の概要」）。

ここで、税理士業務の範囲は上述のような税務代理業務あるいは税務書類作成業務に限定されるものではない。クライアント企業の財務状況を理解しているという点から考えれば、例えば経営コンサルティング等への業務拡張は十分に考えられる。例えば資金繰表に基

づいて経営者の財務戦略をともに立案する、あるいは事業別、製品別の採算性に基づいて事業、製品戦略を経営者とともに思考するなどが考えられる。

中小企業庁が 2011 年 7 月に公表した「中小企業白書 2011」によると中小企業の存続率は 10 年で 70%と非常に低い値となっている（中小企業庁、2012、「中小企業白書 2011」187 項）。これらの背景には中小企業の競争力、財務力が相対的に低いこと、経済状況に左右されやすいこと、また後継者の育成が困難であること等があると思われる。一方で、会計書類の作成過程で日常的に関与する税理士の役割が影響する可能性もある。すなわち税理士の業務に多様性があり、様々な経営課題の解決に寄与することができれば中小企業の現状は改善されるのではないだろうか。これが本研究の本質的な問題意識である。

本研究では中小企業の発展、存続という観点から税理士の新たな役割を検討する。まず、日本と英国の会計処理基準の比較として会計基準に大きく影響を及ぼす英国の会社規模別会計処理基準の概要について論じる。また監査の概要及び公認会計士の独立性に着目し、これと税理士の相違点を論じることとする。さらに中小企業庁が 2015 年 3 月に実施した「平成 26 年度中小企業における会計の実態調査について」および 2015 年 6 月に公表した「中小会計要領の普及における事業者と税理士間の認識ギャップについて」を取り上げ中小企業経営者の税理士に対する認識と税理士が提供しているサービスとの間に存在するギャップについて検討する。またここでは、本研究で行ったアンケート及びヒアリング調査の結果についても提示する。

上記の研究結果として本論文の発見事項は以下のとおりである。

① クライアントとの関係という意味において、税理士と監査人としての公認会計士との相違は独立性を保持する必要があるか否かにある。税理士はクライアントとの関係において独立性を保持することは求められない。これを本論文では特に税理士が有する特異性として位置付けている。

② 中小企業経営者の税理士業務に対する潜在的ニーズの 1 つとして、経営コンサルティング的立場からの経営指導および経営に対する助言の提供がある。

①および②の発見事項から、今後税理士は、財務諸表作成プロセスへの関与（例えば記帳代行、財務諸表の作成、課税所得の計算・申告等）という枠組みを超えて、経営コンサルタントとしての役割を果たす必要がある。これが本研究における結論である。

税理士が新たな役割を果たすためには第 1 に税理士自身の革新が必要となる。税務の専門家としての立場はもとより、財務データの分析、これに基づく経営上課題の解決に対して適切な指導・助言を提供する必要があるためである。しかし、経営革新、改善に対しては全て税理士で賄う必要はない。他の専門家と連携することによって包括的なサービスを提供することも可能である。このためには税理士自身のコミュニケーション能力が十分に発揮されることが重要となる。これらにより中小企業の経営課題が解決されれば、このことは結果として日本経済の発展に繋がるものと考えられる。

以上